

前橋市円滑な建築確認手続に関する推進計画書

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術指針)(平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号)」及び同計画策定指針に基づき、前橋市の建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取り組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要時間の把握・分析(平成 21 年度)

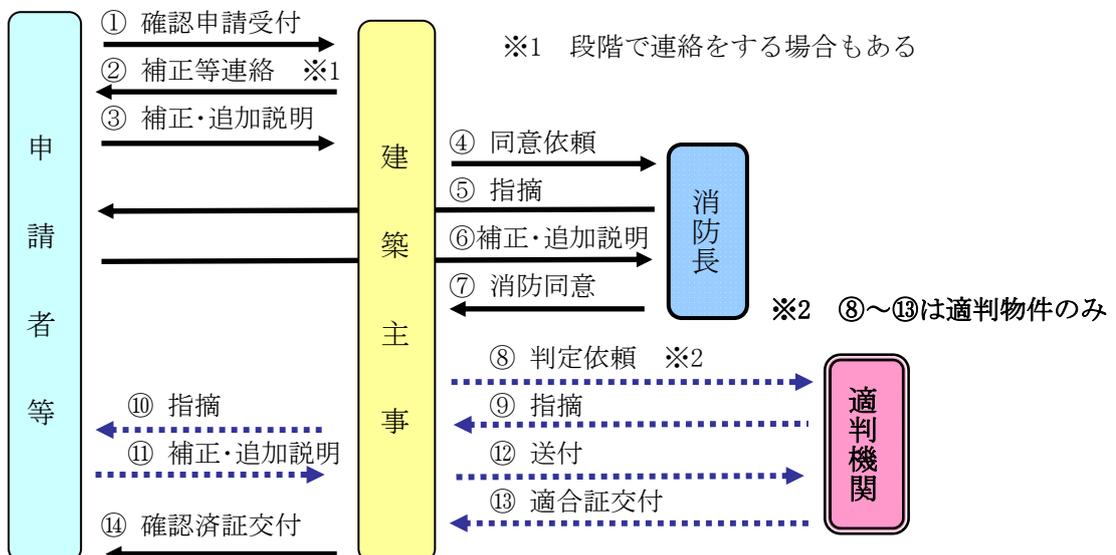
	件数	確認申請受付日から確認済証交付日までの平均所要日数					
		確認審査		適判審査		合計	
		総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	17	29	21(18)	23	7	52	28
非適判物件	20	28	17	—	—	28	17

注・確認審査には消防同意に係る日数を含む。また、() は適判送付までの審査日数。
 ・非適判物件は、構造審査対象物件から適判物件を除いたもの。

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析

- ① 適判物件(17 件)の内、確認申請から確認済証交付までに 50 日以上要したものは 9 件で、その内で 70 日以上要したものが 3 件あった。
- ② 適判物件を確認審査・適判審査を別々に見ると、確認審査で実審査に 21 日以上要したものが 4 件、補正に 21 日以上要したものが 6 件あり、最大では補正に 48 日要していた。適判審査で実審査に 21 日以上要したものが 6 件、補正に 21 日以上要したものが 6 件あった。
- ③ 非適判物件(20 件)の内、確認申請から確認済証交付までに 35 日以上要したものは 2 件あったが、平均所要日数は 28 日で、法定期限(35 日)以内であった。
- ④ 長期間を要している物件の要因としては、ア・受付順に審査を行っているため審査に入るまでに日数を要している。イ・設計者等の補正対応に日数を要している。と思われる。

(3) 確認審査の流れ



(4) 確認審査の体制

- ① 市域を2つの区域に分け、区域ごとの審査担当者の審査終了後、建築主事が審査（決裁）を行っている。また、審査担当者は検査業務、監察業務等も兼ねている。
- ② 複数（計画通知1名、1号～4号、設備・工作物2名）の建築主事を置いて、区域・業務を分担している。

(5) 事前相談

本市では事前審査を行っていないが、設計者等からの法令解釈・道路判断等に関する事前相談には、窓口・電話等で対応を行っている。

(6) ヒアリング

審査中の疑義内容は、電話等で内容の確認を行っている。

(7) 審査担当者会議

- ① 建築主事及び審査担当者との、審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換を月1回開催している。その他、随時、運用に関する事項について意見交換を行っている。
- ② 関東甲信越建築行政連絡会議の報告会へ審査担当者を参加させている。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

適判物件で長期間を要したものを分析すると、

ア 受付順に審査を始めるため、審査を始めるまでに日数を要している。

イ 確認審査及び適判審査において、確認図書への補正に時間を要している。

の2点が考えられる。

アへの対応としては、受付後に審査担当者を決め、担当者が速やかに審査を行える環境を整備することとし、迅速な審査を心がけた。また、受付後、速やかに審査を行い、スムーズな書類に流れを心がけた。

イへの対応としては、設計者等に対して補正事項をわかり易く連絡をすると共に、速やかな補正を求めることとした。

(9) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ① 日本建築行政会議や群馬県特定行政庁連絡協議会を通じて、確認審査に当たって運用の明確化を図っている。
- ② 群馬県特定行政庁連絡会議で「群馬県建築基準法例規・事例集」の編集に参加し、改正等の検討や決定を行うなかで建築基準関係規定等の運用の統一化を図っている。
- ③ 審査担当者を対象とした、内部研修を必要に応じて行っている。

(10) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ① 建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて担当者への指示や、審査体制等について改善を図っている。
- ② 確認審査専用のスペースを設けて、審査担当者が審査に専念できるよう改善を図っている。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね35日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェックの徹底

- ① 現在行っている、ア、記載すべき事項が欠落していないか。イ、図書の整合性がとれているか。ウ、法適合上、大きな問題がないか等記載すべき事項の欠落や法適合上、大きな問題がないか等について、継続してチェックシート等による確認を徹底する。
- ② 記載すべき事項が大幅に欠落しているもの。図書間の不整合が多数あるもの。法適合上大きな問題があるものは、適正なものとは認めないこととして、申請者等にその旨を告げた上で、受付前に不備を是正するよう指導する。

(2) 審査方法の改善

- ① 確認図書の受付後、速やかに意匠審査等を行う。特に、適判物件及び大型物件については受付後、速やかに審査担当者を決めて審査を行う。
- ② 意匠審査中、斜線規制や容積率制限などの建築計画に大きく影響する問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
- ③ 補正等の書面の交付を行う場合は、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、補正等の内容に応じて、概ね2週間以内の期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ④ 意匠審査・設備審査の後、消防同意事務に影響する可能性がないと判断した物件は、速やかに消防同意手続きを行い、並行審査を実施するものとする。
- ⑤ 特に適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査等で構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。
- ⑥ 指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

- ① 円滑な確認審査を可能とするため、審査担当者が速やかな審査を行える審査体制を整える。
- ② 大型物件・適判物件等については、意匠審査、設備審査、構造審査を複数の担当者で並行審査ができるよう、審査体制の改善について継続的に検討し、改善に有効な施策については適時実行する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ① 適判物件については、意匠審査等で構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ② 消防同意については、意匠審査・設備審査の後、消防同意事務に影響する可能性がないと判断した物件について、速やかに消防機関へ送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、消防局と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

群馬県建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

(2) 審査の指摘内容のバラツキ等の把握、情報の共有化

- ① 審査に係る要望や苦情については、建築指導課において2週間に一度の頻度で整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。
- ② 寄せられた要望や苦情については、情報の共有化を図る。

(3) 審査員への指導等の取組み方針

建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(4) その他審査バラツキ是正のための取組み

日本建築行政会議や群馬県特定行政庁連絡会議を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

建築指導課のホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

群馬県建築確認円滑化対策連絡協議会を通して設計者等との意見交換を行う。